

令和8年度ふるさと共創アドバイザー・リスト登録要領

1. 趣旨

一般財団法人ふるさと財団（以下「財団」という。）が令和8年10月に設置する「ふるさと共創プレイス」においては、地方公共団体会員からの要請に応じ、公民共創会員が有する地域課題解決ソリューションに関する具体的な説明並びに事業計画の提案及び技術的・専門的な助言等（以下「助言等」という）を行うため、当該公民共創会員の職員をアドバイザーとして派遣する。

本要領は、公民共創会員の職員のうち、地域課題解決ソリューションに関する専門的知見及び実績を有する者を「ふるさと共創アドバイザー・リスト」（以下「リスト」という。）に登録するために必要な事項を定めるものとする。

財団は、自治体会員からの申請に基づき、当該地自治体会員が申請の際にリストに登録されたアドバイザー（以下「登録アドバイザー」という。）の中から指名した者の派遣を決定し、通知する。

2. 登録期間

登録日から令和9年3月末日まで。

ただし、登録アドバイザー又はその所属する公民共創会員から登録終了の申出がない限り、登録期間は自動的に更新するものとする。

3. 業務等

財団から派遣依頼を受けた登録アドバイザーが行う業務は、次のとおりとする。

（1）資料作成等業務

登録アドバイザーは、本事業において派遣を決定した地方公共団体（以下「派遣団体」という。）への助言等に必要な資料（以下「助言資料」という。）を新たに作成した場合は、財団が指定する期日までに、当該助言資料を電子データにより財団へ共有するものとする。なお、助言資料として既存の資料を利用する場合も、同様とする。

＊1 助言資料の著作権は、当該登録アドバイザー又は当該登録アドバイザーが所属する公民共創会員に帰属するものとする。

＊2 財団は、助言資料の著作権者の承諾を得た上で、同資料を財団ホームページ等において公開する場合がある。

（2）助言業務

登録アドバイザーは、財団と協議の上、財団が定める日時及び場所において、派遣団体に対し助言等を行うものとする。

ただし、財団が必要と認める場合は、現地への訪問に代えて、オンライン会議その他の方法により実施することができる。

派遣に係る経費については、財団が別に定めるところにより、旅費のみを支給の対象とし、謝金は支給しないものとする。

4. 登録申請のための要件

リストへの登録を申請する者（以下「申請者」という。）及び申請者が登録を希望するアドバイザー（以下「登録希望アドバイザー」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）申請者

申請者は、公民共創会員であること。

（２）登録希望アドバイザー

登録希望アドバイザーは、公民共創会員が有するソリューションに関し、国又は地方公共団体における公民共創事業等の業務において相応の実績又は専門的知見を有し、派遣団体に対して的確な助言等を行うことができる者であること。

5. 提出書類

申請者は、次に掲げる書類を財団に提出するものとする。

（１）登録申請書（様式１）

電子データ

（２）業務主担当事業一覧表（様式２）

電子データ

＊書式は、Ａ４判、縦型、横書き、左綴じとし、使用ソフトはMicrosoft Word とする。

＊書類は、Microsoft Word 形式の電子データを電子メールにより提出するものとする。

6. 可否の決定及び通知

財団は、提出書類に基づき登録要件の充足状況を確認し、リストへの登録の可否を決定したときは、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

7. その他留意事項

（１）財団は、ログインＩＤを有する者のみが閲覧できる方法により、ホームページにおいてリストを公開し、登録アドバイザーが参画した公民共創事業等の実績を掲載することができる。

（２）登録アドバイザーは、業務の遂行に当たり知り得た秘密その他の情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（３）本事業における助言は、派遣団体に対し、当該ソリューションの採用又は実施を義務付けるものではなく、その採用又は実施に係る最終的な判断は、派遣団体の自主的な判断に委ねられるものとする。

（４）申請者は、申請者の住所若しくは名称等又は登録アドバイザーの登録事項に変更が生じた場合は、変更届（様式３）により、速やかに財団へ届け出なければならない。

（５）本事業における助言等、助言資料の内容その他登録アドバイザーの業務の遂行に関し、派遣団体と登録アドバイザー又は申請者との間で紛争その他の問題が生じた場合は、関係する当事者がそれぞれの責めに帰すべき範囲において対応する。